

## 令和5年度の雇用保険料率のお知らせ

～前年度より保険料率が引き上げられました～

令和5年4月1日から令和6年3月31日までの雇用保険料率は次の通りです。

・ 失業等給付等の保険料率は、労働者負担・事業主負担ともに 6/1,000に変更になります

(農林水産・清酒製造の事業及び 建設の事業は7/1,000に変更になります。)

・ 雇用保険二事業の保険料率(事業主のみ負担)は、引き続き 3.5/1,000です

(建設の事業は4.5/1,000です。 )。

### ○令和5年度 雇用保険料率表

	雇用保険料率	労働者負担 (失業等給付・育児休業給付の保険料率のみ)	事業主負担		
				失業等給付・育児休業給付の保険料率	二事業に係る保険料率
一般の事業	15.5/1000	6/1000	9.5/1000	6/1000	3.5/1000
農林水産・清酒製造業	17.5/1000	7/1000	10.5/1000	7/1000	3.5/1000
建設の事業	18.5/1000	7/1000	11.5/1000	7/1000	4.5/1000